

都教委・都議を再び断罪、教育の自由・創意・責任を守るたたかいを前進させよう

「こころとからだの学習」裁判東京高裁勝利判決について（談話）

2011年9月16日

全日本教職員組合（全教） 障害児教育部長 土方 功

1. 2003年7月にはじまる、東京都立七生養護学校（当時）の教育内容に対する都議、都教委、産経新聞などによる不当な介入・支配に対し、29名の教員と2名の保護者が原告となった裁判「こころとからだの学習裁判」（略称、「ここから裁判」）の第2審判決が、9月16日、東京高等裁判所第2民事部（大橋寛明裁判長）において出されました。
2. 今回の高裁判決は地裁判決を維持し、再び都教委・都議を断罪しました。そして以下のような点で画期的なものとなりました。
 - ①学習指導要領の基準性について、「一言一句が拘束力すなわち法規として効力を有することは困難」とし、「教育を実践する者の広い裁量」を強調し、教員の裁量を広い範囲で認めていること。
 - ②都教委が七生養護学校の性教育を理由として行った「厳重注意は違法」と、再度明確に認め、行政の指導は抑制的であるべきことを認めたこと。
 - ③今回の都議らの行為が、七生養護学校の教職員に対する「侮辱に当たり、不法行為を構成する」と再度認めたこと。さらに、それらの侮辱行為を都の「職員らが制止するなどしなかったことは、教育に対する『不当な支配』から教員を保護するよう配慮すべき義務に違反したもの」と断罪していること。
3. この判決は、石原都政がこの間すすめてきた乱暴な教育への介入を、司法として再び断罪するものです。同時に、教育への不当な介入・支配とたたかい、子どもと教育をねばり強く守り続けている教職員、父母、関係者を励ますものです。全教は、都教委がこの判決を真摯に受け止め、これまでの教育政策を見直すことを強く求めます。また、都議、都教委が上告することなく、この判決に従うことを要求します。

今回の判決は、強権的な取り調べの問題や教職員の強制異動の問題など、地裁の判決から引き続いて申し立ててきた課題については触れていないなどの問題はあるものの、丁寧な事実認定が行われ、乱暴な教育介入を断罪し、教育の条理に立った教育の創造と、学問の自由・創意・責任にもとづく教員の専門性の確立をすすめるとりくみの武器ともなる画期的なものです。全教は、全国の教育関係者がこの判決を生かし、子どもたちが大切にされる教育を推進するために力を合わせることを呼びかけます。